

# 経済産業省

20191121貿局第2号  
輸出注意事項2019第50号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

令和元年11月28日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

## 包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

### 附 則

この通達は、令和2年1月22日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後							改 正 前						
(略)							(略)						
[別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／ 特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス [1の項]・[2の項] (略) [3の項]							[別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／ 特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス [1の項]・[2の項] (略) [3の項]						
仕 向 地 輸出令別 表第1項番	い地域 ①	は地域 ①	は地域 ② (ち 地域を 除く)	に地域 ② (ち 地域を 除く)	ち地域	り地域	仕 向 地 輸出令別 表第1項番	い地域 ①	は地域 ①	は地域 ② (ち 地域を 除く)	に地域 ② (ち 地域を 除く)	ち地域	り地域
輸出令別表第1の3 の項(1)の貨物と して貨物等省令第2 条第1項第1号へに 該当するものであっ て、輸出申告の際の 数量が、 <u>20</u> キログ ラム超のもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の3 の項(1)の貨物と して貨物等省令第2 条第1項第1号へに 該当するものであっ て、輸出申告の際の 数量が <u>それぞれの物 質につき20</u> キログ ラム超のもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の3 の項(1)の貨物と して貨物等省令第2 条第1項第1号へに							輸出令別表第1の3 の項(1)の貨物と して貨物等省令第2 条第1項第1号へに						

該当するものであって、輸出申告の際の数量が、20キログラム以下のもの						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[3の2の項]～[6の項] (略)  
[7の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域	り地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号ハ(一)5若しくは6若しくは(二)3又はニ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくは4に該当するもの	特別 一般 一般	特定	ニ	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもののうち、上記を除くもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)

該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[3の2の項]～[6の項] (略)  
[7の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域	り地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

[ 8 の項] ・ [ 9 の項] (略)  
[ 1 0 の項]

仕 向 地 輸出令別表第 1 項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域	り地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第 1 の 1 0 の項 ( <u>1 1 の 2</u> ) ~ ( 1 3 ) までに掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 1 3 号の 2 ~ 第 1 5 号までに該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[ 1 1 の項] (略)  
[ 1 2 の項]

仕 向 地 輸出令別表第 1 項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域	り地域
輸出令別表第 1 の 1 2 の項 ( 1 ) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 1 条第 1 号の <u>2</u> に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[ 1 3 の項] ~ [ 1 5 の項] (略)  
[別表 B] (略)

特別一般包括役務取引許可 / 一般包括役務取引許可 /

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

[ 8 の項] ・ [ 9 の項] (略)  
[ 1 0 の項]

仕 向 地 輸出令別表第 1 項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域	り地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第 1 の 1 0 の項 ( <u>1 2</u> ) 又は ( 1 3 ) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 1 4 号又は第 1 5 号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[ 1 1 の項] (略)  
[ 1 2 の項]

仕 向 地 輸出令別表第 1 項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域	り地域
輸出令別表第 1 の 1 2 の項 ( 1 ) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 1 条第 1 号 <u>ロ</u> に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[ 1 3 の項] ~ [ 1 5 の項] (略)  
[別表 B] (略)

特別一般包括役務取引許可 / 一般包括役務取引許可 /

特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス  
 [1の項]～[3の2の項] (略)  
 [4の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地 域	り地 域
外為令別表の4の項(1)に 掲げる技術であって、次に掲 げる貨物の設計、製造又は使 用に係るもの					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項 (3)に掲げる貨物であ って、貨物等省令第12 条第5号から第10号ま でのいずれかに該当する ものの設計、製造又は使 用に係る技術のうち、貨 物等省令第25条第1項 第1号若しくは第5号、 第2項第2号又は第3項 第2号(ホ、ヌ又はルに ついてはプログラムに限 る。)に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス  
 [1の項]～[3の2の項] (略)  
 [4の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地 域	り地 域
外為令別表の4の項(1)に 掲げる技術であって、次に掲 げる貨物の設計、製造又は使 用に係るもの					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項 (3)に掲げる貨物であ って、貨物等省令第12 条第5号から第10号ま でのいずれかに該当する ものの設計、製造又は使 用に係る技術のうち、貨 物等省令第25条第1項 第1号若しくは第5号、 第2項第2号又は第3項 第2号(ホ、 <u>へ</u> 、ヌ又は ルについてはプログラム に限る。)に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

[5の項]～[12の項] (略)  
[13の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域	り地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第2号(ホ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)、第3号又は第4号(プログラムに限る)に該当するもの	特別一般一般	特定	—	特別一般
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[14の項]・[15の項] (略)  
様式第1～様式第20 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

[5の項]～[12の項] (略)  
[13の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域	り地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第2号(ホ、ヘ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)、第3号又は第4号(プログラムに限る)に該当するもの	特別一般一般	特定	—	特別一般
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[14の項]・[15の項] (略)  
様式第1～様式第20 (略)